

被災された方の県税の支援制度について

石川県総務部税務課
令和8年9月版

～石川県の災害時の県税の支援制度について～

災害により被害を受けられた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

石川県では、災害により被害を受けた場合は、その被害の程度に応じて、県税の「減免」「期限の延長」「徴収猶予」の制度を設けています。

この制度の適用を受けるためには、県総合(県税)事務所又は県税務課へ申請を行う必要があります。

申請手続など詳しい内容については、最寄りの事務所又は税務課へお尋ねください。

－ 目 次 －

1	減免制度	
(1)	自動車税の減免について	1
(2)	不動産取得税の減免について	4
(3)	個人事業税の減免について	6
2	期限の延長について	7
3	徴収の猶予制度について	7

1 (1) 自動車税の減免について

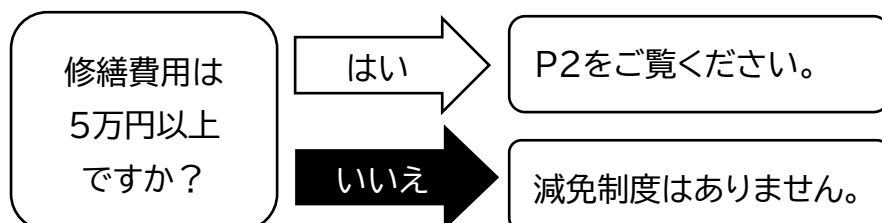
自動車税の減免は、被災した自動車の状況等により、減免できる内容が異なります。

次のフローチャートを参考に該当するページをご確認ください。

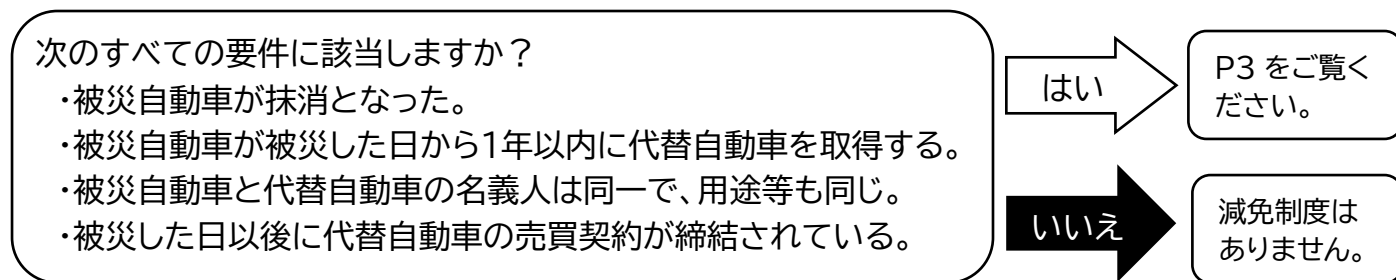
(石川・金沢ナンバー以外の自動車は、ナンバーを管轄する都道府県にお問合せください。)

※軽自動車税の減免制度については、各市町にご確認ください。

<被災自動車を修理する場合>



<被災自動車を買い換えする場合>

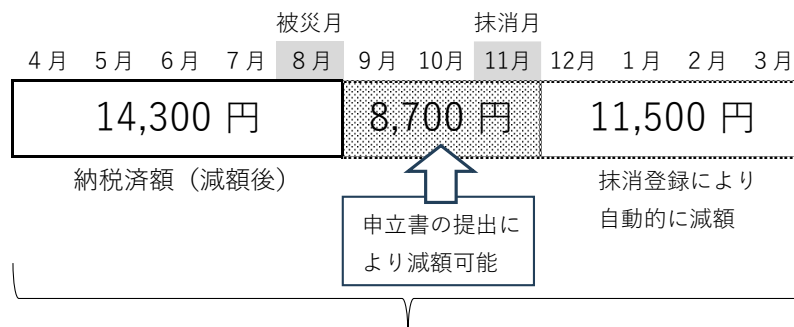


<被災自動車を廃車(抹消)する場合>

減免制度はありませんが、運輸支局にて抹消登録を行えば、自動車税は自動的に月割りで減額されます。

また、次の例のように「被災した月」と「抹消登録した月」が異なる場合は、申立書の提出により「被災した月」まで遡って自動車税を減額できる制度があります。被災自動車の登録番号(ナンバー)をご確認のうえ、各県総合(県税)事務所へお問い合わせください。

<例> 税額 34,500 円の自動車について、8 月に被災し 11 月に抹消登録した場合



当初税額： 34,500 円



減免の申請書様式等については石川県ホームページをご確認ください

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/oshirase/saigaigenmen20.html>



① 被災自動車を修繕し、継続して使用する場合

(1) 減免制度の内容

被災した自動車(軽自動車を除く)を修繕し、継続して使用する場合に、修繕に要した費用の額に応じて、被災自動車に課税された自動車税について一部減免する制度です。

減免を受けるためには申請が必要です。

(2) 手続きに必要なもの及び申請期限

区 分	被災自動車の自動車税	
要 件 お よ び 軽減される割合	修繕費用(※1)が5万円未満	減免なし
	修繕費用(※1)が5万円以上25万円未満	1/4
	修繕費用(※1)が25万円以上	1/2
減免の対象 となる税額	災害を受けた年度の自動車税の年税額 ※月割課税の場合は月割額	
申 請 に 必要な物	① 申請書(災害関係)第68号様式 ② 自動車の「り災(被災)証明」またはそれに類するもの (「被災者届出証明交付証明書」等)の原本(※2) ③ 被災自動車の損壊状況がわかる写真(※3) ④ 被災自動車の車検証の写し ⑤ 修繕費請求書または領収書の写し(修理車両や修理内容が分かるもの) ⑥ 保険金の支払通知書の写し(支払いがある場合のみ) ⑦ (口座振込による還付を希望の場合)還付金振込口座申出書 ※本人名義の口座に限る	
申請期限	原則、被災した日から30日以内(個別延長制度あり)事前にご相談ください。	

※1 修繕費用は、保険金等で補てんされる額を除いたもので判断します。

※2 被災された場所もしくは居住地の市町長、町内会長、民生委員のいずれかから証明を受けてください。
証明を受けることが難しい場合は、本人による申立て代用できます。

※3 登録番号(車のナンバー)が写った写真を含め、できるだけ複数枚提出してください。

■ 減免額の計算方法(参考)

自動車税が年税額34,500円の自動車で 修理費用が30万円、保険金等の補てん額が0円 の場合

年税額 軽減割合 減免額(100円未満の端数切り上げ)
 34,500円 × 1/2 = 17,300円

(3) お問い合わせ先

名 称	所 在 地	連 絡 先
小松県税事務所 納税課	〒923-8515 小松市園町ハ108-1	0761-23-1713
金沢県税事務所 納税課	〒920-8585 金沢市幸町12-1	076-263-8836
中能登総合事務所 税務課	〒926-0852 七尾市小島町二部33	0767-52-6112
奥能登総合事務所 納税課	〒929-2392 輪島市三井町洲衛10-11-1	0768-26-2304
総務部税務課 自動車税グループ	〒920-8580 金沢市鞍月1-1	076-225-1273

② 被災自動車を抹消し、1年以内に代替自動車に買い換える場合

(1) 減免制度の内容

被災した自動車(軽自動車を除く)の登録を抹消し、被災した日から1年以内に代わりとなる自動車を取得した場合に、被災自動車に課税された自動車税の2分の1を減免する制度です。

減免を受けるためには申請が必要です。

(2) 手続きに必要なもの及び申請期限

区 分	被災自動車の自動車税
要 件 (すべてに該当)	- 被災自動車の登録が抹消されている。 - 代替自動車は、被災自動車が滅失等した日から1年以内に取得されている。 - 被災自動車と代替自動車の取得者は同一で、用途等も同じで代替性がある。 - 被災自動車は、被災直前において抹消登録、解体等がされていないこと。 - 代替自動車の取得に係る契約は、被災した日以後に締結されている。
減免の対象となる 税額と軽減割合	災害を受けた年度における被災した月までの自動車税額 × 軽減割合 1/2
申 請 に 必要な物	① 申請書(災害関係)第68号様式 ② 自動車の「り災(被災)証明」またはそれに類するもの (「被災者届出証明交付証明書」等)の原本(※1) ③ 被災自動車の抹消登録証明書の写し(※2) ④ 被災自動車の損壊状況がわかる写真(※3) ⑤ 代替自動車の車検証の写し ⑥ 代替自動車の注文書又は契約書の写し ⑦ (自動車税を月割りに減額するための)申立書(※4) ⑧ (口座振込による還付を希望の場合)還付金振込口座申出書 ※本人名義の口座に限る
申請期限	原則、被災した日から30日以内(個別延長制度あり)事前にご相談ください。

※1 被災された場所もしくは居住地の市町長、町内会長、民生委員のいずれかから証明を受けてください。

証明を受けることが難しい場合は、本人による申立で代用できます。

※2 申請期限までに被災自動車の抹消登録が未了の場合は「抹消予定」と明記した減免申請書を提出してください。後日、抹消登録証明書の提出があったときに、減免となります。

※3 登録番号(車のナンバー)が写った写真を含め、できるだけ複数枚提出してください。

※4 被災自動車が被災した月の翌月以降に抹消登録されている場合に提出ください。

■ 減免額の計算方法(参考)

自動車税が年税額34,500円の自動車が8月に被災し抹消後、代替自動車を取得した場合

当初年税額 月割計算(4～8月の5ヶ月分) 月割税額(100円未満の端数切り捨て)

34,500円 × 5/12 = 14,300円

月割税額 軽減割合 減免額(100円未満の端数切り上げ)

14,300円 × 1/2 = 7,200円

(3) お問い合わせ先

名 称	所 在 地	連 絡 先
小松県税事務所 納税課	〒923-8515 小松市園町ハ108-1	0761-23-1713
金沢県税事務所 納税課	〒920-8585 金沢市幸町12-1	076-263-8836
中能登総合事務所 税務課	〒926-0852 七尾市小島町二部33	0767-52-6112
奥能登総合事務所 納税課	〒929-2392 輪島市三井町洲衛10-11-1	0768-26-2304
総務部税務課 自動車税グループ	〒920-8580 金沢市鞍月1-1	076-225-1273

1 (2) 不動産取得税の減免について

(1)のいずれかに該当する場合は、不動産取得税が減免されます。減免を受けるためには、申請が必要です。

(1) 減免制度の内容

- ① 被災不動産の所有者または被災不動産の所有者の相続人もしくは生計同一である 3 親等内の親族が、滅失または損壊した不動産と同一用途に供する不動産(代替不動産)を当該災害を受けた日から3年(※)以内に取得した場合
 ※令和 6 年能登半島地震又は令和 6 年奥能登豪雨により被災した場合に限り、5年以内に取得した代替不動産が対象となります。
- ② 課税対象の不動産が災害により、その納期限までに滅失又は損壊した場合

(2) 減免額

滅失又は損壊の程度に応じて、税額を減免します。

家屋

被害の程度	全 壊	大 規 模 半 壊	中 規 模 半 壊	半 壊	準 半 壊	一部損壊
・令和5年奥能登地震 ・令和6年能登半島地震 ・令和6年奥能登豪雨 のいずれかにより 被災した場合の減免率	100%	60%	60%	40%	40%	20%
通常の減免率	100%	60%	40%	40%	減免の 対象外	減免の 対象外

※「大規模半壊・中規模半壊・半壊」であっても、当該被災家屋を取壊した場合は、「全壊」とします。

※令和 5 年奥能登地震又は令和 6 年能登半島地震により被災した場合に限り、「準半壊」であっても、当該被災家屋を取壊した場合は、「全壊」とします。

土地

被害面積割合	8 0 % 以 上	60%以上80%未満	40%以上60%未満	20%以上40%未満
減免率	100%	80%	60%	40%

(3) 手続の方法

災害を受けた日以降に納期限が到来する課税対象の不動産のうち、(1)のいずれかに該当する場合は、以下の書類を各県総合(県税)事務所へ提出してください。

- ① 減免申請書(各事務所の窓口または県ホームページで用意しています。)
- ② リ災証明書(市役所、町役場で発行)
 …事業用資産が被害を受けた場合、リ災証明書が発行されませんので、被害の程度が分かる書類をご準備ください。
- ③ 被災不動産の被災年の固定資産評価額が分かる書類…(1)①の場合
- ④ 建物滅失登記の完了証又は滅失登記が反映された閉鎖事項証明書(建物)…大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊で取壊しを行った場合
- ⑤ その他被害の程度が確認できる書類

(4) 申請期限

申請期限は、納税通知書に記載されている納期限の7日前です。

但し、災害等により、期限までの申請がやむを得ず行えない場合は、期限の延長が受けられる場合があります。

詳しくは「2 期限の延長について」をご覧ください。

(5) お問い合わせ先

名称	所在地	電話番号	取得した不動産の所在地
金沢県税事務所 不動産取得税課	〒920-8585 金沢市幸町 12-1	076-263-8833	小松市、加賀市、能美市、 川北町、金沢市、白山市、 かほく市、野々市市、 津幡町、内灘町
中能登総合事務所 税務課課税係	〒926-0852 七尾市小島町二 33	0767-52-6112	七尾市、羽咋市、志賀町、 宝達志水町、中能登町、 輪島市、珠洲市、穴水町、 能登町



減免の申請書様式等については石川県ホームページをご確認ください

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/oshirase/saigaigenmen20.html>



1 (3) 個人事業税の減免について

事業用資産等が被災した場合は、災害を受けた年の前年分の事業所得に対して課税される個人事業税が減免されます。減免を受けるためには、申請が必要です。

(1) 減免制度の内容

①または②に係る資産が被災し場合は、事業所得に応じて税が減免されます。

① 自己又は扶養親族の所有する事業用資産

前年分の事業所得	減免率	
	被害率5割以上	被害率2割以上5割未満
500 万円以下の方	100%	50%
500 万円超～750 万円以下の方	50%	25%
750 万円超～1,000 万円以下の方	25%	10%

※事業所得が 1,000 万円を超える場合は減免されません。

② 自己又は扶養親族の所有する住宅又は家財

前年分の事業所得	減免率	
	被害率5割以上	被害率2割以上5割未満
420 万円以下の方	100%	50%
420 万円超～470 万円以下の方	50%	25%
470 万円超～500 万円以下の方	25%	10%

※事業所得が 500 万円を超える場合は減免されません。

(注1) ①および②のいずれにも該当する場合は、減免率の高い方が適用されます。

(注2) ①または②において、複数棟の家屋を所有している場合は、全体の被害状況の程度で判断します。

(注3) ②においては、自己又は扶養親族が常時起居している必要があります。

(2) 手続の方法

下記書類を各県事務所へ提出してください。

- ① 減免申請書(各事務所の窓口または県ホームページで用意しています。)
- ② リ災証明書(市役所、町役場で発行)
…事業用資産が災害を受けた場合、被害の程度が分かる書類
- ③ 災害を受けた年の前年分の確定申告書(控)及び固定資産税資産証明書
…扶養親族が所有する資産の場合のみ
- ④ 確定申告における「減価償却費の計算」の写し又は固定資産税資産証明書
…複数棟の家屋を所有している場合(上記注2)のみ

(3) 申請期限

申請期限は、原則、災害を受けた日から30日以内です。

但し、災害等により、期限までの申請ができない場合は、当該期限を延長することができます。

詳しくは、「2 期限の延長について」をご覧ください。

(4) お問い合わせ先

名称	所在地	電話番号	管轄地域
金沢県税事務所 課税課	〒920-8585 金沢市幸町 12-1	076-263-8839	小松市、加賀市、能美市、 川北町、金沢市、白山市、 かほく市、野々市市、 津幡町、内灘町
中能登総合事務所 税務課課税係	〒926-0852 七尾市小島町二 33	0767-52-6112	七尾市、羽咋市、志賀町、 宝達志水町、中能登町、 輪島市、珠洲市、穴水町、 能登町

減免の申請書様式等については石川県ホームページをご確認ください

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/oshirase/saigaigenmen20.html>



2 期限の延長について

災害等によって被災し、県税の申告又は納付等ができない場合は、管轄の県総合(県税)事務所に対して個別に申請することにより、災害がやんだ日から2か月以内に限り、期限の延長を受けられる場合があります。

※詳しくは、各県総合(県税)事務所までお問合せください。



期限延長の申請書様式等については石川県ホームページをご確認ください

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/oshirase/korona_entyou.html



3 徴収の猶予制度について

被災し、県税等を一時的に納付(納入)することができないと認められる場合は、申請により徴収の猶予を受けることができます。(1年以内の期間に限る)

(1) 手続の方法

次の4点を管轄する各県総合(県税)事務所へ提出してください。

① 徴収猶予申請書(各県総合(県税)事務所の窓口または県ホームページで用意しています。)

② 災害があったことを証する書類((市役所、町役場で発行する「り災証明書」など)

※これらの添付書類の提出を困難とする事情があるときは、所管する県(総合(県税)事務所)にご相談ください。

③ 財産目録(各県総合(県税)事務所の窓口または県ホームページで用意しています。)

④ 収支の明細書(各県総合(県税)事務所の窓口または県ホームページで用意しています。)

(2) お問い合わせ先(納付(納入)に関するご相談)

名称	所在地	電話番号	管轄地域
小松県税事務所 納税課	〒923-8515 小松市園町ハ 108-1	0761-23-1713	小松市、加賀市、能美市、 川北町、福井県
金沢県税事務所 納税課	〒920-8585 金沢市幸町 12-1	076-263-8835	金沢市、かほく市、白山市、 野々市市、津幡町、内灘町 県外(福井県及び富山県を除く)
中能登総合事務所 税務課	〒926-0852 七尾市小島町二 33	0767-52-6112	七尾市、羽咋市、志賀町、 宝達志水町、中能登町、富山県
奥能登総合事務所 納税課	〒929-2392 輪島市三井町洲衛 10-11-1	0768-26-2304	輪島市、珠洲市、穴水町、 能登町



徴収猶予の申請書様式等については石川県ホームページをご確認ください

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/yuuyoseido/yuuyoseido.html>

